

物 品 売 買 契 約 書(参考)

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院 院長 神宮寺 禎巳(以下「甲」という。)と、
(以下「乙」という。)とは、次条の物品を乙が甲に売り渡し、甲が買
い受けることについて次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 物 品 名 手術用ナビゲーションシステム
- (2) 規格及び仕様 別添仕様書のとおり
- (3) 売 買 代 金 円
(うち消費税及び地方消費税 円を含む)
(システム接続料 円を含む)
- (4) 納 入 期 限 令和2年 月 日
- (5) 納 入 場 所 山梨県立中央病院 3階 中央手術室
- (6) 契 約 保 証 金 免除(地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第3号)

(検査の時期)

- 第2条 甲は物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査をおこなうものとする。
- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合において前項の規定を準用する。
 - 3 検査に合格したときは、甲は、現品を受領するものとする。
 - 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第3条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、それが甲の過失による場合を除きすべて乙の負担とする。

(担保責任)

- 第4条 物品を受領した後、甲において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する日までにこれを良品と交換するものとする。
- 2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、第2条に規定する検査が完了し、甲が物品を受領した後1年間とする。

(代金の支払い時期)

第5条 売買代金の支払いは、第2条に規定する検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(延滞違約金)

- 第6条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに、物品を納入しない場合には、乙は、甲に対して延滞違約金を支払うものとする。
- 2 前項の延滞違約金の額は、納入期日到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、売買代金に対し遅滞日数に応じ契約金額に対して年5.0パーセントを乗じて得た金額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第7条 甲の責に帰する事由により第5条の支払期日までに売買代金を支払わない場合は、乙は甲に対して前項の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。また、遅延利息額に百円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。

(解除等)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除し、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 乙が第1条に定める納入期限又は第2条第2項若しくは第4条第1項の指定期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院 院長 神宮寺 禎巳

乙

保守点検業務委託契約書 (参考)

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院 院長 神宮寺 禎巳 (以下「甲」という。)と〇〇 (以下「乙」という。)とは、甲 (または乙) の保有する別紙機器の保守について次のとおり契約する。

収入
印紙

(契約の目的)

第1条 甲は、以下の機器に関する保守点検業務 (以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- 一 〇〇〇
- 二 □□□

(委託業務の内容)

第2条 乙は、別紙仕様書により委託業務を処理するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、納入日から (納入後5年目に至る日) までとする。

(委託料)

- 第4条 本契約に基づく委託料は、 円 (うち消費税及び地方消費税の額円) とする。
- 2 本契約の期間中において、法令の改正、経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない理由により第1項の委託料を改定する必要があるときには、甲乙協議してその額を変更できるものとする。
 - 3 保守料金の支払いは年1回とし、当該年度相当額を (保守業務の完了した翌月末) に乙の請求に基づいて支払うものとする。
 - 4 甲は契約履行後乙の請求のあった日から30日以内に保守料金を支払うものとする。
 - 5 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して、前項の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勧告して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。また、遅延利息額に百円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。
 - 6 第1項に定める委託料の支払いは、納入日から一年後以降に実施した委託業務分から行うものとする。

(契約保証金)

第5条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第3号により免除する。

(業務完成の義務及びサービス)

- 第6条 乙は、本契約の履行にあたり専門の技能を有する技術者により誠実に委託業務を行わなければならない。
- 2 委託業務の結果、機能維持のうえから不備と思われる箇所を発見したときは速やかに甲に連絡し、その処置について協議するものとする。
 - 3 委託業務は、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(作業責任者等の届出)

- 第7条 乙は作業責任者を選任し、文書により甲に届け出るものとする。
- 2 乙は契約締結後、すみやかに作業員名簿を甲に提出するものとする。
 - 3 甲は第1条及び第2項の作業責任者及び作業員が委託業務実施上不適当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求し、交代ま

たは解任を要求することができる。

(使用材料等)

第8条 本契約に基づく委託業務に使用する材料、機械器具及び消耗品等は、別に定めるものの他すべて乙の負担とする。

2 本契約に基づく委託業務に使用する用水、電力等は甲の負担とする。

(緊急業務)

第9条 本契約に基づく委託業務を実施中に緊急の処置を要するものを認めたときには臨機の処置を施し、直ちに甲にその状況を報告し、指示を受けるものとする。

2 前項の処置に要した経費のうち、第4条第1項の委託料に含めることが適当でない認められるときは、甲乙協議のうえ甲が負担するものとする。

3 乙は本契約に基づく委託業務以外に、故障等のため甲から連絡があったときは、直ちに技術者を派遣し復旧にあたるものとする。

4 前項の業務に要した経費は、本条第2項の規定を準用する。

(禁止事項)

第10条 乙は本契約において生ずる権利又は義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。

2 乙は本契約に基づく委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ文書により甲の承認を得た場合は、この限りではないものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、本契約の履行のため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(完了報告書等)

第13条 乙は所定の委託業務を完了したときは、その都度報告書を甲に提出し検査を受けなければならない。

2 甲は委託業務の履行状況及び結果が契約書に示すものに適合していないと認めた場合は、乙に委託業務の手直し又はやり直しを命ずることができるものとする。

3 前項の手直し又はやり直しに要した経費はすべて乙の負担とする。

(履行遅延違約金)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、年5パーセントの割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りではない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一 正当な理由なく別紙仕様書に定める履行期限までに本契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 本契約の履行にあたり、不正な行為があると認められるとき。

三 乙から本契約の解除の申出がされたとき。

四 その他契約上の義務を履行しないとき。

- 五 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定により本契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（危険負担）

- 第16条 本契約に基づく委託業務の実施にあたり生じた損害は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙が負担する。
- 2 本契約に基づく委託業務の実施にあたり第三者に及ぼした損害は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙が負担する。
- 3 天災その他不可抗力による損害が認められる場合において、乙が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、乙はその責任を逃れることができる。

（経費等の負担）

- 第17条 本契約の締結に要する経費及び委託業務を行うために必要な経費は、乙の負担とする。ただし、とくに甲が指示するものについては甲が負担する。

（長期継続契約）

- 第18条 この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（協議事項）

- 第19条 本契約書に定めのない事項については、山梨県立病院機構会計規程及び、山梨県立病院機構契約事務取扱規程の定めるところによるものとし、なお疑義がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院 院長 神宮寺 禎巳

乙

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

〇〇保守点検業務委託仕様書(参考)

この仕様書は、山梨県立中央病院の〇〇保守点検業務委託に適用し、契約書のほか本仕様書により作業を実施するものとする。

1 対象機器

- ・ □□□ 一台
- ・ △△△ 一台

2 点検内容

① □□□

- 1) 定期点検・・・年1回
- 2) オンコール点検(故障・障害等発生時)・・・随時

② △△△

- 1) 定期点検・・・年2回
- 2) オンコール点検(故障・障害等発生時)・・・随時

3 報告書等

- 1) 乙は作業中の記録として適宜写真を撮影し、甲に提出するものとする。
- 2) 乙は作業が完了したときは、その都度、作業報告書及び業務日誌をそれぞれ1部速やかに甲へ提出すること。
(業務日誌は別紙参照のうえ、その書式を使用すること)
- 3) 乙は契約終了後速やかに、甲に業務完了報告書を提出するものとする。

4 その他

- 1) 点検作業の日程等について、乙は甲(特に現場責任者)と十分協議のうえ、調整するものとする。また、点検作業の実施にあたり、病院業務の支障とならないように甲と十分調整のうえ、点検作業を実施するものとする。
- 2) 作業時間帯は、原則として平日の午前8:30から午後5:30までとする。ただし、甲の事情により作業時間帯内において、乙が点検作業を行えない場合については甲乙協議のうえ対応する。
- 3) オンコールに要する全費用を含む。
- 4) この仕様書に明記されていない事項であっても、本システムの運用上、当然必要と思われる項目についても点検を行うこと。
- 5) 保守作業により生じた発生品、その他残材等は乙が責任を持って処分すること。
- 6) その他この仕様書に記載のない事項等で疑義が生じたときは、甲乙協議するものとする。

